

# 株式会社 ワーク 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のような行動計画を策定する。

## 【計画期間】

令和5年3月1日～令和10年2月29日までの5年間

## 【目 標】

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除、復帰後の働き方相談に至るまで、トータルでの制度周知や情報提供、相談体制を整備する

## 【対 策】

- ・ 「育児・介護休業規程」を従業員がいつでも閲覧できるように、職場に備え付けて周知する。(実施：令和5年3月～)
- ・ 休業予定者に対して育児休業基本給付金や健康保険の制度など、詳細に情報提供を行う。(実施：令和5年3月～)
- ・ 休業予定者の感じる疑問や不安に対して、事業主や専門家に尋ねやすい職場環境づくりを行う。(実施：令和5年3月～)
- ・ 復帰前の相談体制を整備し、復帰後の働き方や保育所の入所についてなど、尋ねやすい環境づくりとスムーズな復帰を支援する。(実施：令和5年3月～)